

平成 27 年 9 月 24 日

一般社団法人信書便事業者協会 御中

総務省情報流通行政局
郵 政 行 政 部

マイナンバー制度の周知・広報への協力依頼について

本年 10 月以降、国民一人ひとりへの個人番号（マイナンバー）の通知が始まります。また、来年 1 月からは、個人番号カードの交付及び番号の利用が始まり、貴協会及び加盟の会員各社においても、例えば、非常勤を含む職員の採用の際のケースなど、マイナンバーに関する具体的な対応が必要となります。

ついては、貴協会におかれましても、加盟各社等に対する、下記のようなマイナンバー制度に関する周知・広報、説明会の開催等についてお取り組みいただくよう、御協力方よろしくお願いいたします。

記

- 1 加盟各社等に対する、次のような事業者向けのマイナンバー関連の各種情報の周知・提供による、ガイドラインに則った安全管理措置等を踏まえた準備の働きかけや注意喚起

- ① 内閣府（内閣官房）作成の「事業者向けマイナンバー広報資料（説明文付）」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/jigyousiryou.pdf>

- ② 特定個人情報保護委員会作成の「民間事業者向けガイドライン」「Q & A」「ガイドライン資料集」 等

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

- ③ 内閣府作成の事業者向け動画広報資料（約 20 分）

http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/ad/kj_movie/jigyosya.html

- ④ マイナンバーコールセンター

内閣府（内閣官房）において、運営しており、国民や事業者からの御質問に回答するとともに、必要に応じ、関係省庁につなぐことにより、ワンストップによる対応を行っています。

電話番号：0570-20-0178

※ 一部 I P 電話等でつながらない場合には、050-3816-9405

開設時間：平日 9 時 30 分から 17 時 30 分まで

(平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの半年間は、平日の開設時間を 22 時まで延長。年末年始を除く土日祝日も 17 時 30 分まで開設予定。)

2 貴協会における各種会議、研修等の機会などを捉えた説明機会の設定

各種団体が設営する説明会等への講師派遣依頼につきましては、内閣官房社会保障改革担当室の方で積極的に対応しているところであり、説明機会の設定に当たり、講師派遣を御要望の場合には御連絡ください。

3 貴協会の機関紙、ホームページ、SNS（メルマガ、Facebook、twitter 等）を活用した、マイナンバー関連情報の発信、ホームページトップにおけるマイナンバーのバナー掲示（※）

※ マイナンバーホームページのリンク用バナー画像をホームページで公開しています。ホームページ右上の「リンク設定について」を御覧いただき、積極的に御活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/link/>

以上

[illegible]

事業者のみなさまへ

- 動画でみるマイナンバー制度 **NEW**
- 自由に使える見やすい資料集 **NEW**
- 政府広報オンライン(事業者向け)
- ガイドライン(事業者編・金融業務編)
- 本人確認の措置について(PDF/1,743KB) 
- 国税分野における番号法に基づく本人確認方法(PDF/3,835KB) 
- 民間事業者における取扱いに関するFAQ
- 「事業者による個人番号の事前収集」について
- 民間団体等の対応事例

特定個人情報の適正な取扱いに関する
ガイドライン（事業者編）

平成26年12月11日
特定個人情報保護委員会

民間事業者向けガイドライン

マイナンバー
社会保障・税番号制度

民間事業者の対応

平成27年版

内閣官庁・内閣府
特定個人情報保護委員会
総務省・国府庁・厚生労働省

図説：マイナンバー

事業者向けマイナンバー
広報資料(説明文付)

マイナンバー
社会保障・税番号制度が始まります

事業者向け編 (2分)



事業者向け動画広報資料